資料７

宍粟市成年後見制度利用促進基本計画
イメージ

令和　年　月

内容

第１章　基本計画の策定にあたって 1
　１　基本計画策定の趣旨 1
　２　基本計画の位置づけ 1
　３　基本計画の期間 2
　４　基本計画の策定体制 2
第２章　宍粟市が目指す権利擁護支援体制 3
　１　「権利擁護」とは何か 3
　２　「誰」の権利を擁護するか 4
　３　どのような「まち」を目指しているか 4
　４　どのような「支援体制」が必要か 10
第３章　宍粟市が目指す権利擁護支援体制 12
第４章　支援体制整備の方向性等 14
　１　国における定義 14
　２　支援体制整備の方向性 16
　３　成年後見制度の利用に関する助成制度等の在り方 22

資料編

○　宍粟市地域福祉計画（第４期）
○　宍粟市高齢者福祉計画（第９次）及び介護保険事業計画（第９期）
○　宍粟市障がい者計画（第４次）、障がい福祉計画（第７期）

第１章　基本計画の策定にあたって

１　基本計画策定の趣旨

本市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）」が平成28年５月に施行されたことを受け、令和３年３月に制定された「宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第８期）（以下「市高齢者福祉計画」という。）」及び「宍粟市障がい者計画・宍粟市障がい福祉計画・宍粟市障がい児福祉計画（以下「市障がい者計画」という。）」並びに令和２年３月に制定された「宍粟市地域福祉計画（第３期）（以下「市地域福祉計画」という。）」において成年後見制度の利用促進等に取り組む方針を規定することで、利用促進法第14条第１項に基づく、市の基本的な計画（宍粟市成年後見制度利用促進基本計画。以下「市基本計画」という。）として位置付けてきました。

本計画は、市基本計画で「検討する」「努める」「図る」こととしている項目等について、検討の結果等を具体的に規定し、市が講ずる措置を明らかにすることによって、利用促進法第５条に基づく市の責務を全うすることを目的としています。

２　基本計画の位置づけ

利用促進法第 14 条第１項に基づく市基本計画の骨子として位置付け、市が取り組む事項を具体的な指針として定めるものです。

≪図１≫【市基本計画との相関】

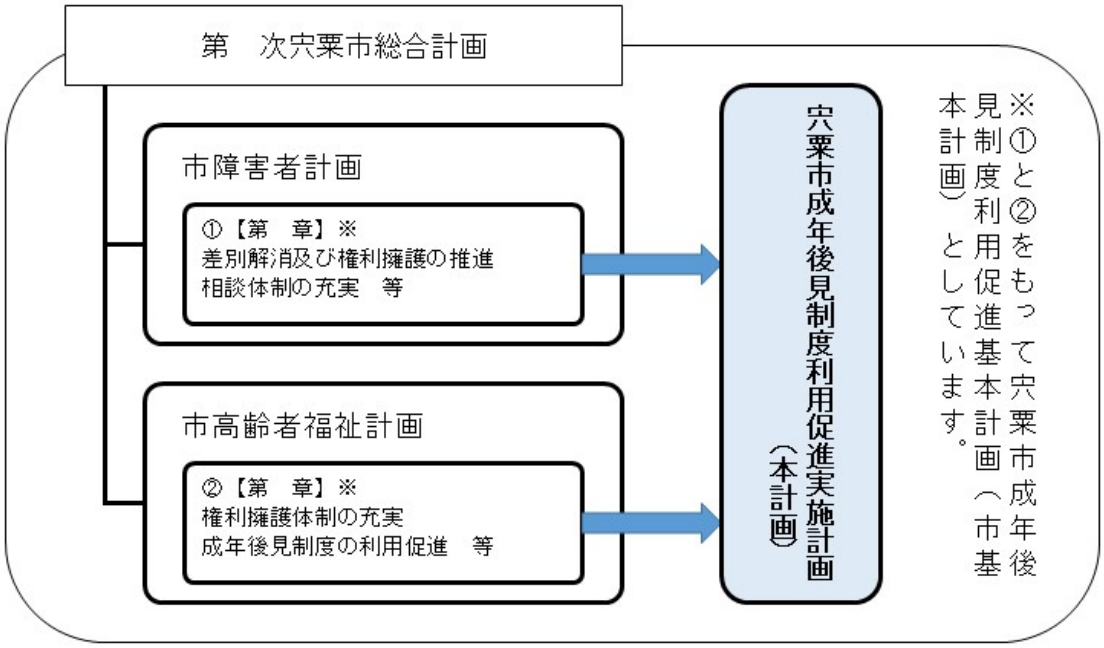

３　基本計画の期間

本計画の期間は、令和　（202 ）年度から令和　（202 ）年度までの概ね３年間とします。

また、関係法令や国の基本計画の動向、社会情勢の変化等に応じて、令和　年度を目途として、市基本計画の在り方の検討や本計画の見直し等を行うこととします。

≪図２≫

	令和 （20　）	令和 （20　）	令和 （20　）	令和 （20　）	令和 （20　）	令和 （20　）	令和 （20　）	～
国 成年後見制度利用促進 基本計画								
市 障害者計画　－①								
市 高齢者福祉計画　－②								
市 地域福祉計画　－③								
市 成年後見制度利用促進 基本計画								

※令和　年度に市基本計画の在り方の検討や本計画の見直しを行う。

４　基本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、弁護士、司法書士、社会福祉士等の委員から組織される宍粟市権利擁護支援体制整備検討委員会を設置し、本計画の内容についての審議を行い、そこで出された意見を反映させて策定しました。

（宍粟市権利擁護支援体制整備検討委員会設置要綱（令和　年要綱第　号。以下「要綱」という。）参照）

第２章　宍粟市が目指す権利擁護支援体制

１　「権利擁護」とは何か

「権利擁護」という言葉は関係法令において具体的に定義されておらず、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）や介護保険法（平成９年法律第123号）に規定されている「その他障がい者等の権利の擁護のために必要な援助」、「その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助」という市の責務や実施する事業について詳細が把握し難い現状があります。

したがって、市が目指すべき体制を構築するにあたっては、まず「権利擁護」とは何かを明確にすることが重要であると考えられます。

「権利擁護」という言葉の意味を考える際、その単語の組み合わせから「権利」を「擁護する（危険や侵害から庇い、護る）こと」と読み取れることから、ここで検討するべき事項は「擁護」するべき「権利」が何か？であると想定されます。

なお、日本国における最高法規である日本国憲法では、次のような規定が存在します。（以下、一部抜粋）

〔基本的人権〕
第十一条国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
〔個人の尊重と公共の福祉〕
第十三条すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

◎上記の規定から、次のことが伺えます。※上記の規定は日本国憲法の一部であり、日本国憲法が保障する権利は上記以外にも存在します。①すべての国民に対し、基本的人権が永久の権利として保障されている。②すべての国民は、個人として尊重されている。③個人として尊重される権利の中で最大限尊重されるのは、尊重される権利の中で最大限尊重されるのは、「生命、自由及び幸福追求に対する国民（個人）の権利」である。

２　「誰」の権利を擁護するか

すべての国民に基本的人権や個人の尊厳が保障されていますので、すべての国民個々人の権利が擁護されるべきことに間違いありません。

しかし、「すべての国民」という表現の中には、日本国憲法が保障する権利を自ら行使できる人もいれば自ら行使できない人も含まれています。

◎本計画における特に権利を擁護すべき（庇い、護るべき）対象者は、権利を自ら行使できない人等が想定され、大きく次の３つに分類されます。

① 虐待等、他者によって自らの権利が行使できない状況にある人。

② 知的障がいや精神障がい、認知症等を原因として判断能力が低下し、自らの権利行使（自分らしく生きるための自らによる選択・意思決定）が困難になっている人。

③ （主に②を原因として）消費者被害等による権利侵害を受けている人。

これらの対象者は、自らの状況を自発的に発信することが不可能又は困難な状況であることが容易に想像できることから「どのように対象者を発見し、擁護していくのか」という観点から支援体制を構築していく必要があります。

３　どのような「まち」を目指しているか

宍粟市では第　次宍粟市総合計画において、まちの将来像を「人と自然が輝き　みんなで創る　夢のまち」とし、基本目標を「住み続けたい、住んでみたいまち」「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」として掲げています。

ここまで「権利擁護とは何か」、「誰の権利を擁護するか」を確認してきた内容を踏まえると、「住み続けたい、住んでみたいまち」という基本目標とは「認知症や障がい等の有無に関わらず、すべての人が安心して自らの選択に基づいた意思決定ができるまち」と表現できるのではないでしょうか。

また、「安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち」という基本目標については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により改正され、平成30年４月１日から新たに施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）が規定する「地域福祉の推進」の在り方から、「地域住民や福祉サービス事業者、支援関係機関等（以下「地域住民等」という。）が連携し、地域生活課題を把握するとともに解決を図るまち」が目指すべき姿であると考えられます。

◎これらの基本目標が目指す姿は、「権利擁護」という単一のテーマのみでの検討によって実現する（支援体制が構築できる）ものではなく、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日付け子発1212第１号・社援発1212第２号・老発1212第１号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「平成29年12月12日付け連名通知」という。）によって示されているような「市町村における包括的な支援体制の整備」いわゆる「我が事・丸ごとの地域づくり」を通じて、地域福祉の推進を図ることによって実現していく（支援体制が構築されていく）と言えます。

① 「地域住民等が連携し、地域生活課題を把握するとともに解決を図るまち」
と
②「認知症や障がい等の有無に関わらず、すべての人が安心して自らの選択に基づいた意思決定ができるまち」

との相関関係は、国が示すイメージから≪図３≫のように表現することができます。また、その中で機能する権利擁護支援体制のフロー図は≪図４≫のようになります。

≪図３≫①及び②の相関図

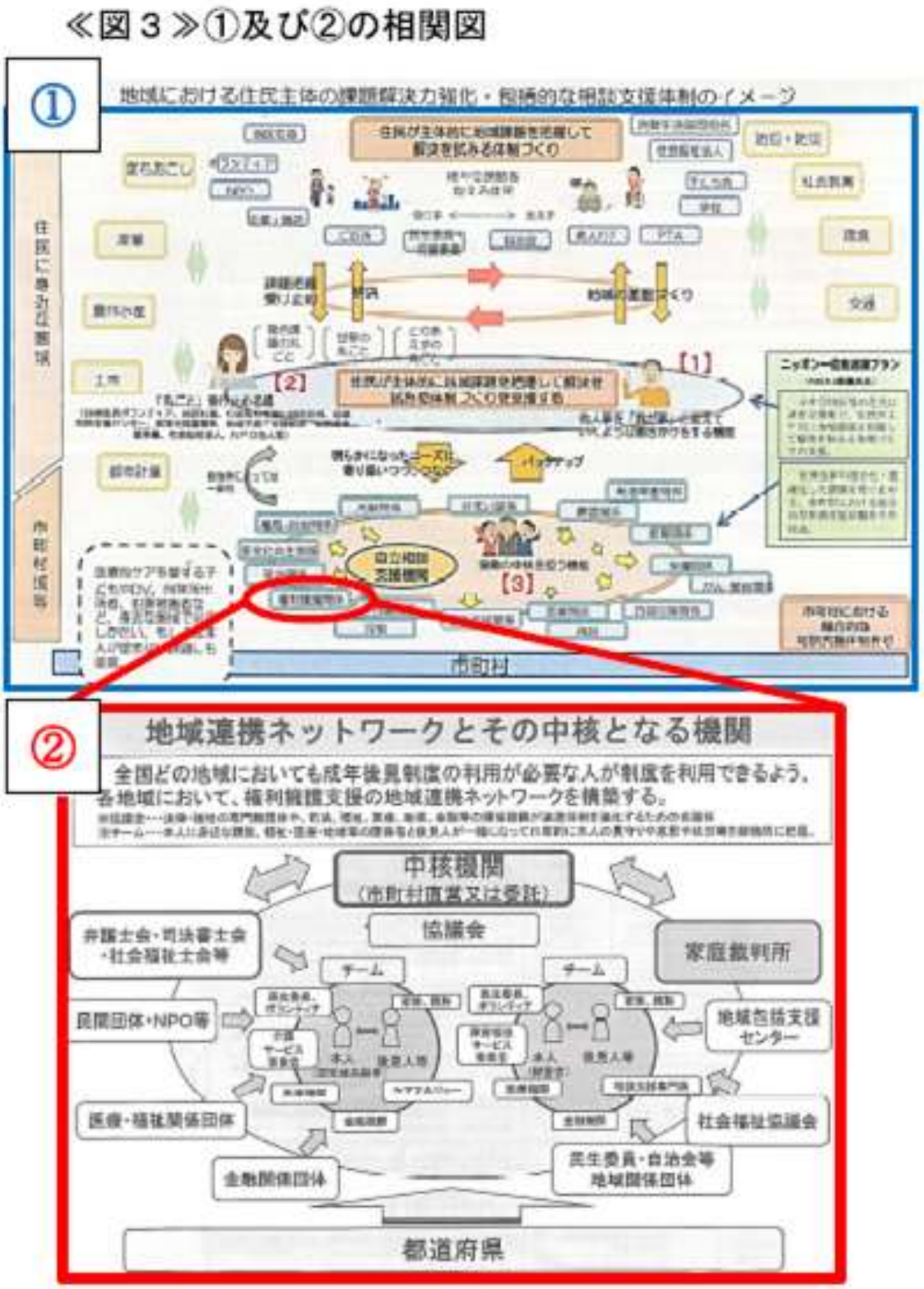
≪図３≫①及び②の相関図
①
地域における住民主体の課題解決力強化・福祉的な相談支援体制のイメージ
住民に身近な圏域
市町村圏域
市町村
【1】
【2】
【3】
②
地域連携ネットワークとその中核となる機関
全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
中核機関
（市町村直営又は委託）
協議会
弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等
家庭裁判所
チーム
チーム
民間団体・NPO等
地域包括支援センター
医療・福祉関係団体
社会福祉協議会
金融関係団体
民生委員・自治会等地域関係団体
都道府県

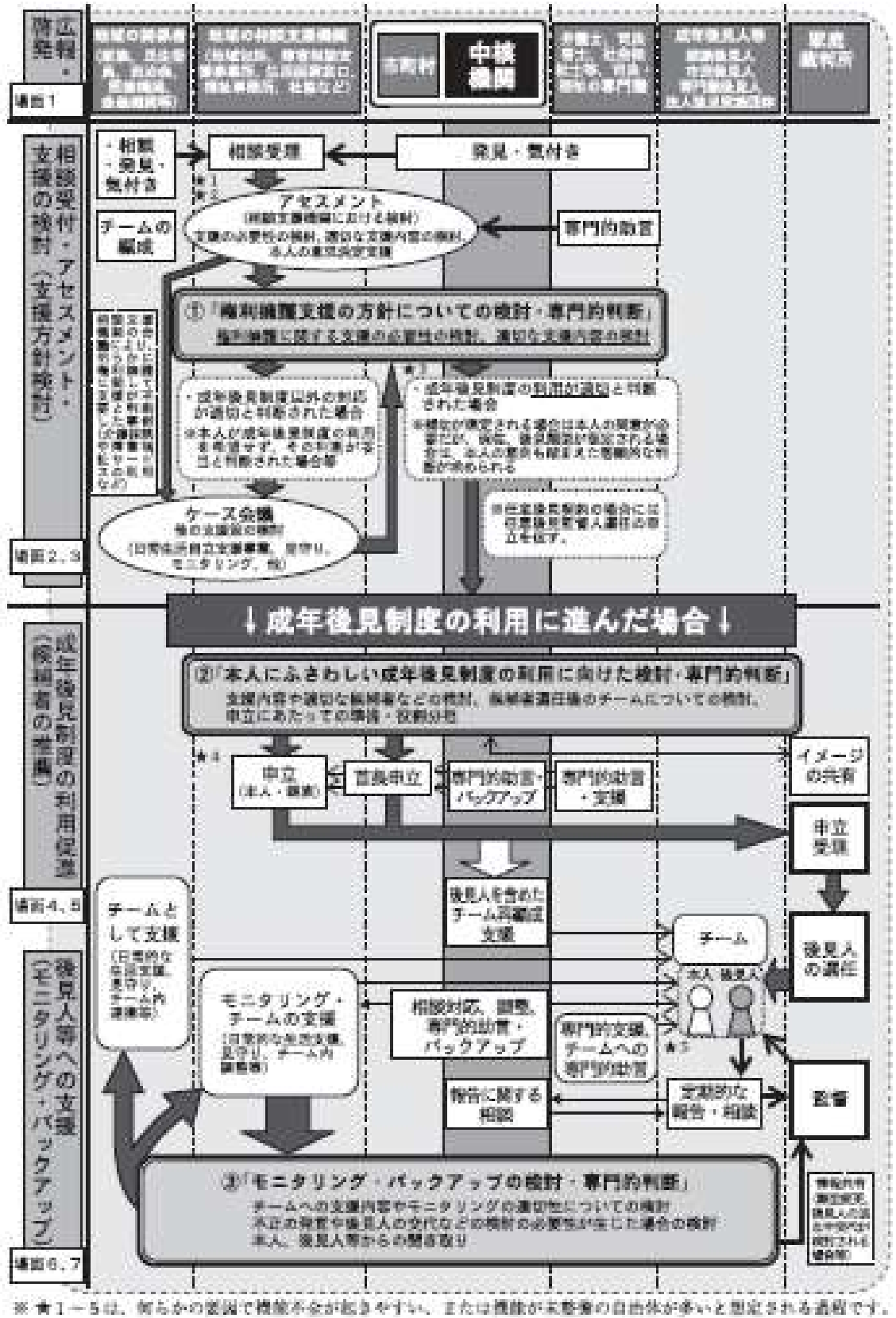

※★1－5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

先ほどお示ししたイメージ≪図３≫を詳しく見ていきます。≪図５≫≪図６≫

（１）住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制です。地域生活全般の中で生じる個々人の悩みや困りごと、問題、課題等を共有したり、支え合ったりする体制や仕組みが求められています。自治会やシニアクラブ、ご近所の方、民生委員・児童委員等が想定され、より地域での生活に密着した場の中で出た問題を自助、共助を中心として解決する取組みです。

≪図５≫

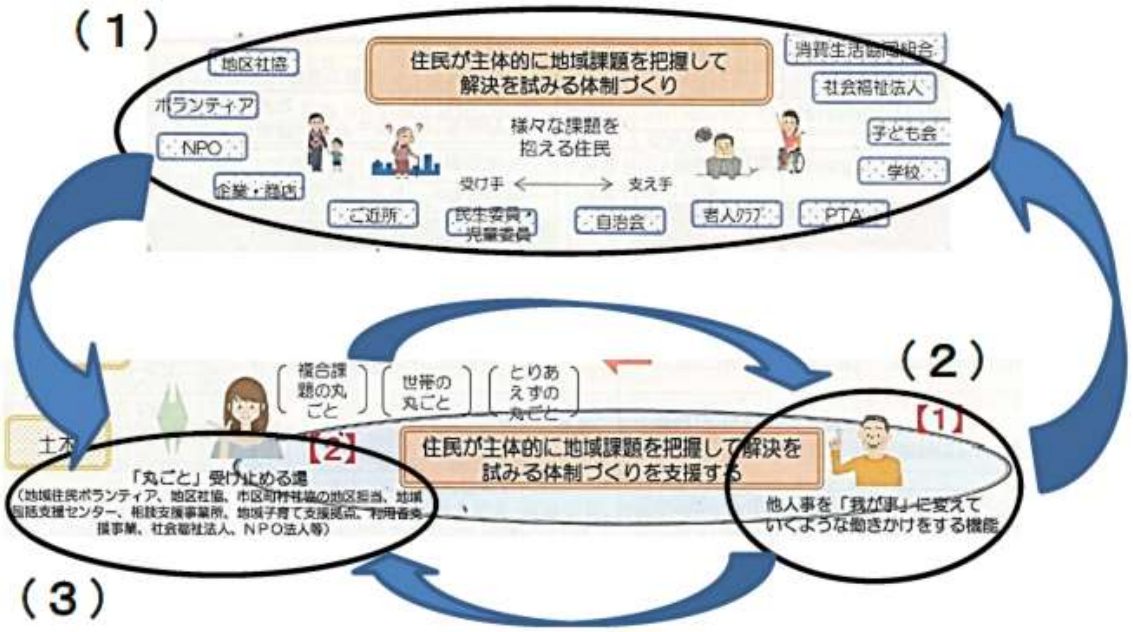

（２）（１）で求められている体制づくりを支援する機能です。宍粟市では、健康福祉部各課の職員や宍粟市社会福祉協議会に配置している生活支援コーディネーター等が該当します。地域での問題をどうすれば地域で解決できるかや地域住民同士の連携（組織化）等を地域住民と一緒に考え、新たな資源を発掘・開発することで持続可能な地域づくりを支援します。把握した地域課題や地域住民では解決が困難な問題等を（３）の組織等と共有する役割も担っています。

（３）地域では解決できない個々人の課題や地域には相談し難い悩み、漠然としていて解決の糸口が見つからないような問題等を丸ごと受け止め、一緒に考える場です。宍粟市では、健康福祉部各課や社会福祉協議会等が該当します。これらの部署や組織等は、課題や問題を丸ごと受け止める性質上、専門分野以外の組織も含めた関係機関相互の情報共有、迅速な連携等が求められます。

≪図６≫

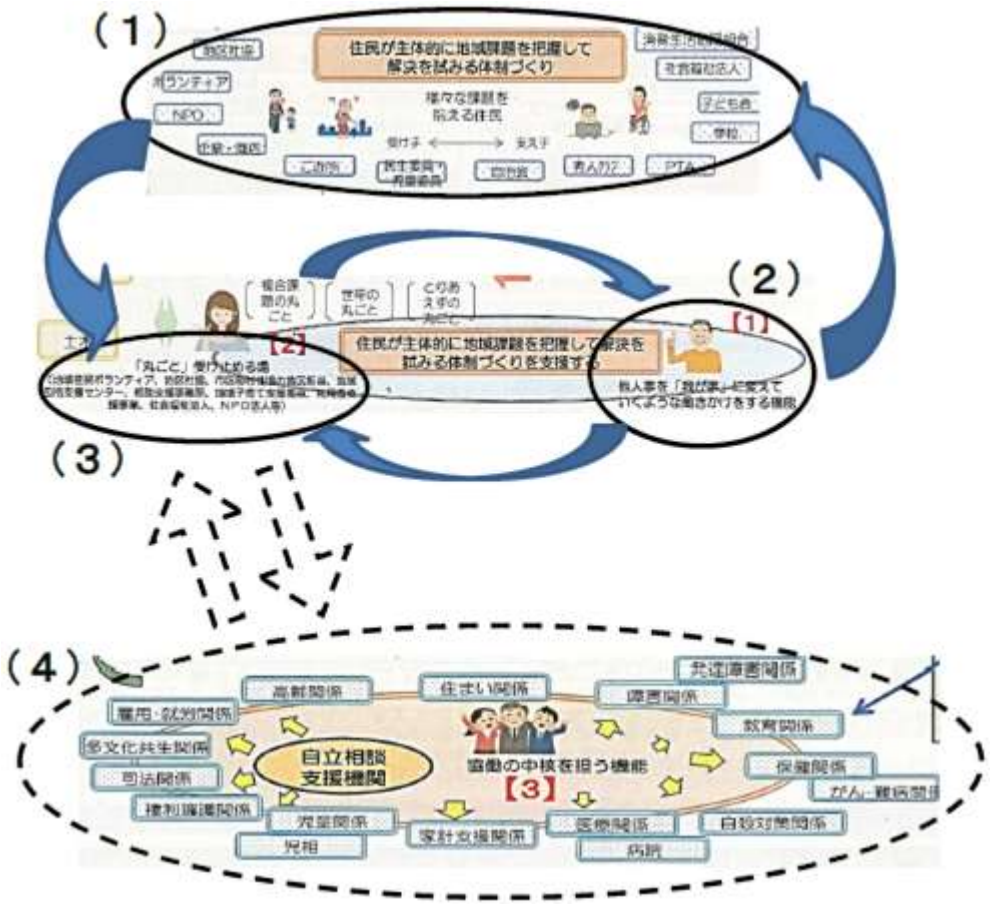

（４）（３）の場で受け止めた課題等について、複合的で複雑な課題等を解決するため、関係する組織・団体等を支援チームとして編成し、協働する仕組みです。協働の中核を担う機能（関係団体等の参加調整、課題を抱えた個々人や世帯への中長期的な寄り添い支援等）や（３）の組織をバックアップする体制が求められています。宍粟市においては、本計画策定時現在、（４）を担う明確な組織は存在せず、（３）の組織が諸般の課題や問題を解決するために必要と思われる他組織等と連携して地域住民に寄り添っている現実があります。

４　どのような「支援体制」が必要か

「３どのような「まち」を目指しているか」で確認してきた方向性や現状の中で、権利擁護分野において≪図４≫でお示しした地域連携ネットワークが機能している状態を構築していくために必要な「支援体制」とは何でしょうか。

≪図４≫の場面や状況ごとに求められる体制等を詳細に見ていくと、「権利擁護が必要な方への支援方針が決まるまで」と「支援方針が決まってから」の２つの段階に分けて、≪図７≫≪図８≫のようになり、これらの「支援体制」が必要だと伺えます。

≪図７≫権利擁護できているか判断し、権利擁護が必要な方への支援方針を決定するまで

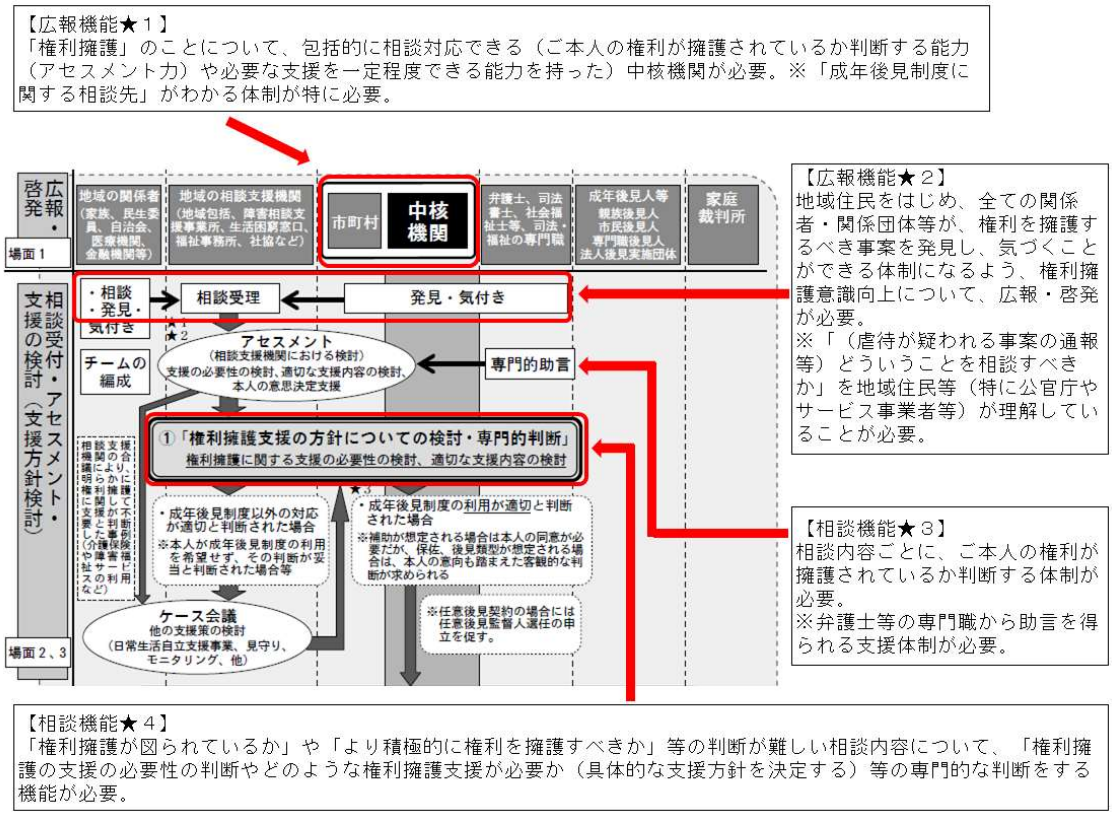

≪図８≫支援方針が「成年後見制度の利用」に決定してから

【利用促進機能★５】
ご本人の判断能力の程度や置かれている状況等に相応しい後見人等の候補者を推薦できるように「市民後見人」や「後見人を受任できる法人」の養成・支援や、弁護士や司法書士等の専門職種団体との連携体制を構築することが必要。

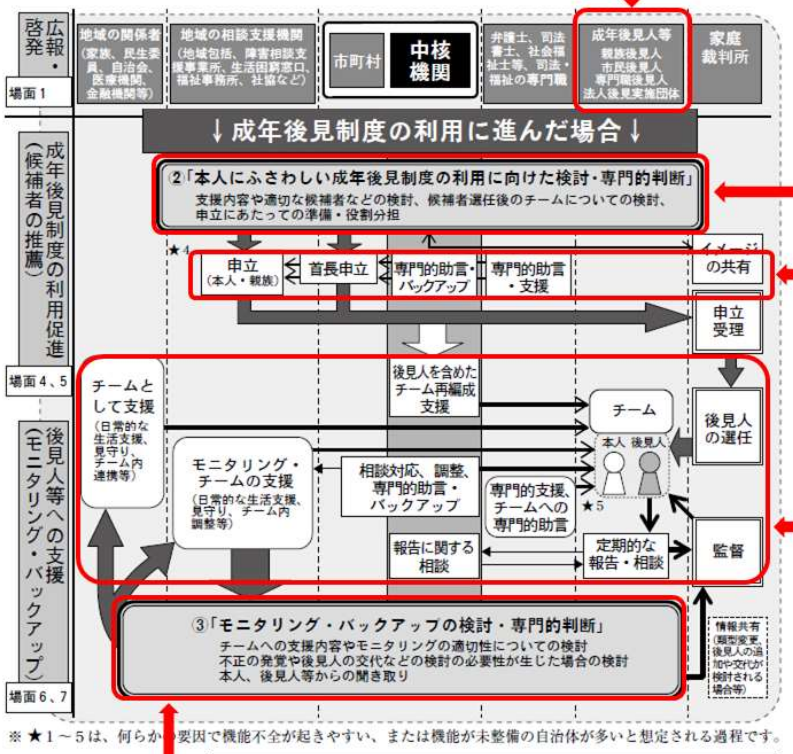

※ ★１～５は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

【利用促進機能★６】
「ご本人に相応しい候補者は誰か」（受任者調整）や「誰が申立てすべきか」（市長申立て案件か否か）、「申立てから後見人等が実際に活動を開始するまでの期間の擁護体制はどうすべきか」等の検討・専門的判断が必要。

【利用促進機能★７】
ご本人や親族からの成年後見制度の利用に関する相談（利用相談）に応じる組織等や申立業務を代理・代行できる専門職（内容によって、弁護士又は司法書士）を一覧化する他、市長申立てにより対応すべき事例を明示する等により、地域住民等が申立てしやすい体制を整えることが必要。

【後見人支援機能★８】
ご本人を支えるチーム編成への主体的な関りや必要に応じて後見人等とチームとの（権利擁護や意思決定支援に係る）調整を行う体制が必要。

【後見人等の不正防止効果★９】
チームがご本人に対して行う支援内容の適正性の検討、地域の相談支援機関が行うモニタリングの実施時期や実施方法の適正性の検討、後見人等の不正が疑われる事案に係る関係者等への聞き取り等を行う仕組みが必要。状況によって、監督責任を持つ家庭裁判所に情報提供等を行う連携体制が求められる。

第３章　宍粟市が目指す権利擁護支援体制

民法（明治29年法律第89号）において、後見・保佐・補助開始の審判対象者として「精神上の障がいにより事理を弁識する能力」を欠く常況にある者（又は著しく不十分若しくは不十分である者）と規定されており、最高裁判所事務総局家庭局が平成31年３月に作成した「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」においては、「認知症，知的障がい，精神障がい，発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方」と表現されています。

上記のことから、権利擁護の必要がある方のうち「成年後見制度の利用」が適当だろうと判断される方は、認知症や知的障がい等の方のうち重症度の高い方である可能性が高いと言えます。（ただし、成年後見制度は個々人の状況によって必要か否かが異なるため、一概に判断できない点に留意しなければなりません。）

宍粟内における認知症等の方の人数や制度の利用状況等は、概ね次のとおりです。

認知症（特に認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）の人の参考値

202 /　/　現在　　（単位：人）

	人口	65 歳以上人口	高齢化率	認知症の人	ＭＣＩの人（軽度認知障がい）
宍粟市					
介護保険認定者	－			（日常生活自立度Ⅱ以上）	

１．介護保険認定者：宍粟市高年福祉課資料

２．認知症の人、ＭＣＩの人：「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障がいへの対応」（Ｈ25.5）の有病率推計値により算出

・認知症の全国有病率推計値　　15%

・ＭＣＩ（軽度認知障がい）の全国有病率推計値　　13%

精神障がい者保健福祉手帳及び療育手帳所持者（特に重度の者）の数

202 /　/　現在　　（単位：人）

精神障がい者保健福祉手帳所持者数		左記のうち後見制度の必要性が高いとされる者の数	合計
１級			
２級			
３級			
計			
療育手帳所持者数			
Ａ			
Ｂ１			
Ｂ２			
計			

成年後見制度の利用者数

202 /　/　現在　　（単位：人）

分類	人数	・当該数値は、神戸家庭裁判所（支部を含む。以下「神戸家裁」という。）が管理している人数であり、その数値は自庁統計に基づく概数であるため、訂正等が生じる可能性がある。 ・人数には、未成年後見人が選任された未成年者は含まれず、本人が既に死亡している場合であって、後見人等の管理の計算が完了していない人数は含まれる。 ・当該数値は、本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む。）を基準としており、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。 ・当該数値の対象となる本人は、神戸家裁が管理している本人であり、本人の住所地が宍粟市であっても神戸家裁以外の家庭裁判所が管理している本人は含まれない。
後見		
保佐		
補助		
任意		
合計		

市長申立て件数の推移

（単位：人）

	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	累計※
老人福祉法							
精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律							
知的障がい者福祉法							

※いずれの件についても「後見」の分類により審判を請求しています。

成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

（単位：人）

	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	20　年度	累計※
審判の請求							
報酬の補助							
合計							

第４章　支援体制整備の方向性等

１　国における定義

平成31年３月に「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」が作成した「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」（以下「基本計画策定の手引き」という。）には、次のようなことが記載されています。宍粟市においても「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が機能することを目的として、支援体制を構築することを目標とします。

◎「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」とは

地域連携ネットワークとは、「全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み」のことです。

地域連携ネットワークは、「チーム」「協議会」「中核機関」から構成されます。このうち「中核機関」は、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局といった地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関とされており、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。

◎「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」に求められる３つの役割とは

（１）権利擁護支援の必要な人の発見・支援
（２）早期の段階からの相談・対応体制の整備
（３）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

◎「チーム」とは

チームとは、「協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み」のことです。

国に計画では、できる限り介護保険や障がい福祉のサービス担当者会議等既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、後見等開始前においては、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等開始後においては、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守るとともに、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

◎「協議会」とは

協議会とは、「後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各関係機関等が自発的に協力する体制作りを進める合議体」とされています。また、中核機関が事務局機能を担います。

◎「中核機関」とは

中核機関とは、「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関」です。国の計画では、既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、（市町村直営又は委託等により）その運営に責任を持つことが想定されており、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

また、国の計画では、中核機関が自ら担うべき業務の範囲については、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、一つの機関で全ての機能を満たさなければならない訳ではありません。本計画では、基本計画策定の手引きの記載内容に則って、中核機関を含む権利擁護支援体制の整備の方向性について記述していきます。

基本計画策定の手引きではポイントとして、新しい「箱もの」の整備ではなく、中核機関や地域連携ネットワークの「機能」をどのように整備し、充実させていくかという視点で市町村計画を策定することが指摘されています。

◎ 「中核機関」が担うべき４つの機能とは

（１）広報機能
（２）相談機能
（３）成年後見制度利用促進機能 ― （ａ）受任調整（マッチング）等の支援／（ｂ）担い手の育成・活動の促進／（市民後見人や法人後見の担い手等の育成・支援）／（ｃ）日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
（４）後見人支援機能

地域連携ネットワークの３つの役割	中核機関の４つの機能（＋副次的効果）	国基本計画による７つの場面
権利擁護支援の必要な人の発見・支援		場面①　制度の広報・周知
早期の段階からの相談・対応体制の整備		場面②　相談・発見 場面③　情報集約
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	場面④　地域体制整備 場面⑤　後見等申立て
	後見人支援機能	場面⑥　後見等開始後の継続的支援
	（不正防止効果）	場面⑦　後見人等の不正防止

２　支援体制整備の方向性

支援体制整備の方向性を定めるにあたっては、宍粟市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の在り方を検討する必要があります。

地域連携ネットワークの中核を担う機関が包括的・一体的に相談対応を行い、必要に応じて関係者や関係団体等との連携を行うことが合理的である、という考え方がある一方で人材や財源に限りがあり、規模感や対応能力が不透明な中での「箱物」整備は実現が難しいという大きな課題があります。

また、宍粟市の実情としては、≪図６≫でお示ししたように≪図６≫（４）のような地域の課題を地域で解決する体制を支援する明確な組織は定まっておらず、≪図６≫（３）のようないわゆるご本人に寄り添った支援をしている健康福祉部各課や社会福祉協議会が地域と連携して諸般の課題解決を図っている体制です。

現状の体制を維持しつつ権利擁護支援の観点から機能させると次の≪図９≫のような支援体制になると言えます。

≪図９≫

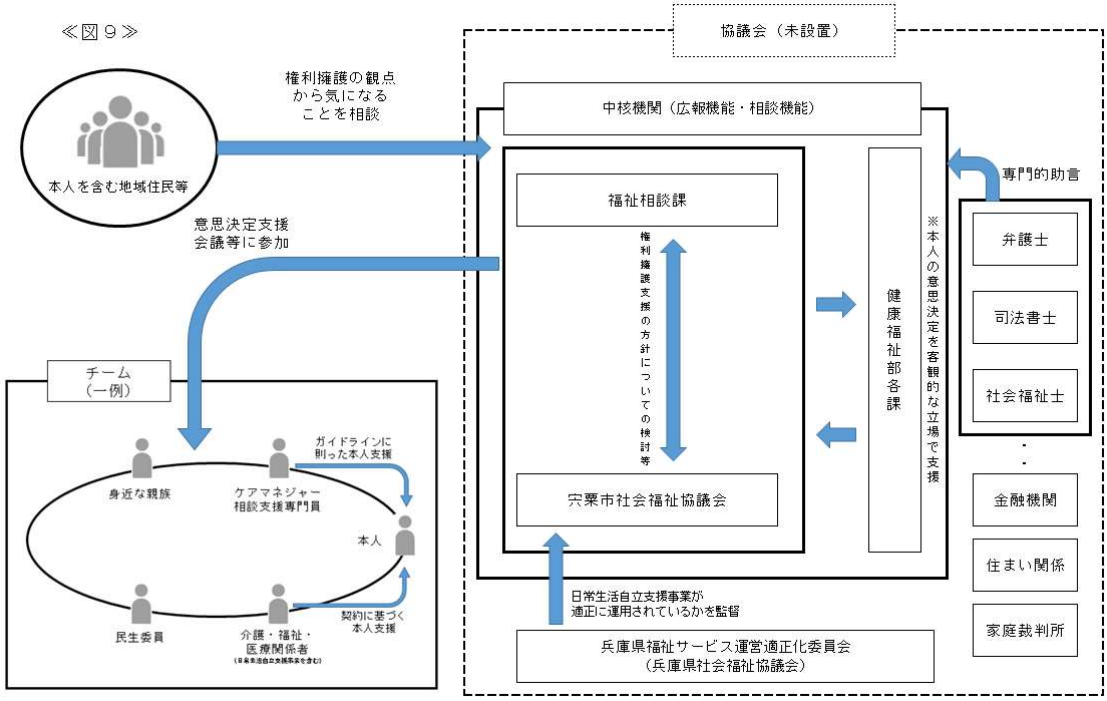

本計画期間については、宍粟市において優先して整備すべき支援体制を≪図７≫の【広報機能★１】、【相談機能★２】、【相談機能★３】として方向付けます。

これまで西播磨成年後見センターに委託していた中核機関の一部機能を福祉相談課が引継ぎ、福祉相談課を中核機関として、庁内関係部局と地域の相談支援機関との連携体制を構築することを目標として整備を進め、当該体制における成果を数値化して評価するとともに問題点等を検討し、包括的に相談対応できる中核機関を整備します。≪図10≫

≪図10≫支援体制における当面の整備目標

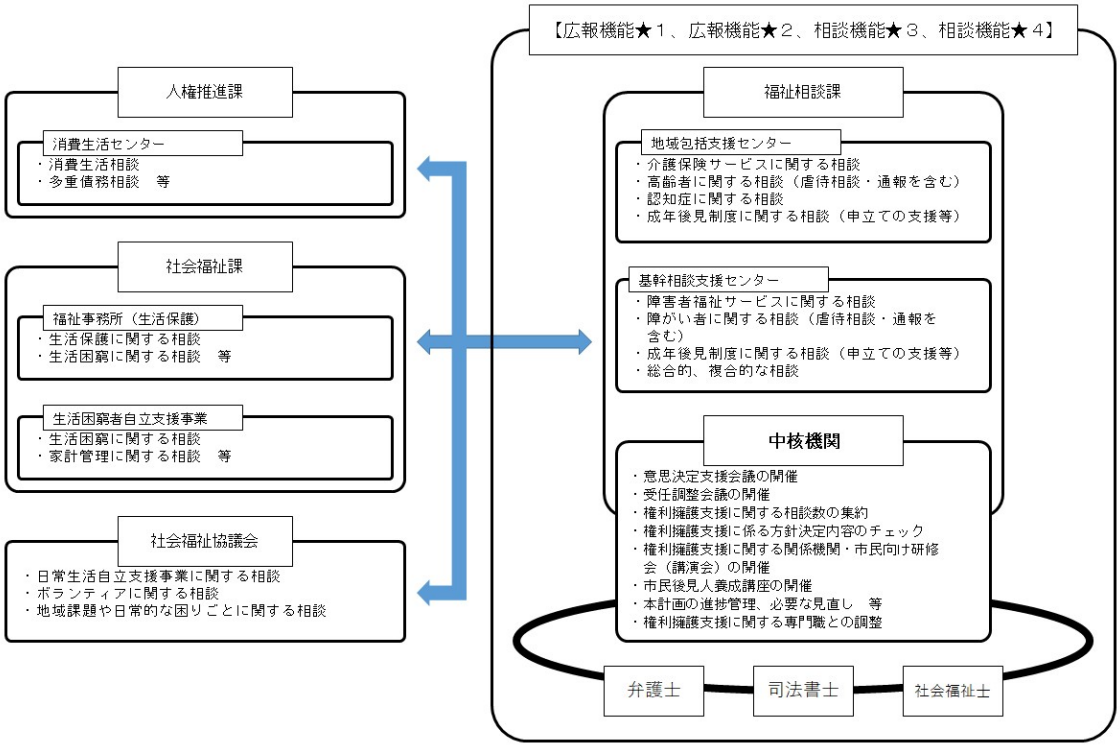

【広報機能★１】

権利擁護のことに関して、福祉相談課に中核機関を設置し、権利擁護支援に関する相談に応ずる地域の相談支援機関である旨、周知・広報します。

中核機関は、関係機関と情報共有するとともに、適切な相談支援機関に支援の引き継ぎができるよう連携体制を構築します。

＜評価指標・検討課題＞

□ 権利擁護以外の相談内容について、権利擁護支援の必要があると判断した件数

□ 権利擁護に関する相談件数（上記による件数を含む）

□ 上記のうち、庁内各部署及びサービス事業者等からの権利擁護に関する相談内訳

□ 権利擁護に関する相談のうちアセスメントに専門的助言を活用した件数

＜個別指標＞

□ 成年後見制度に関する相談件数（制度に関する相談、利用に関する相談含む）

□ 成年後見制度に関する申立支援件数（結果的に申立てに至らなかったものを含む）

□ 成年後見制度市長申立ての具申件数

□ 日常生活自立支援事業に関する相談件数（制度利用中のものを除く）

【広報機能★２】

中核機関（福祉相談課）では、権利擁護に関する広報・啓発活動を行うとともに、地域住民を対象とした権利擁護意識の向上を目的とした講演会を開催します。

また庁内関係部局や各サービス事業者、医療機関等に対して「権利擁護」や「意思決定支援」に係る広報・周知を行うとともに、権利擁護支援に関する研修会を行います。

＜評価指標・検討課題＞

□ 中核機関（福祉相談課）が開催した講演会、研修等に参加した市民等の人数

□ 中核機関（福祉相談課）が実施した庁内関係部局、関係機関研修に参加した部局、事業所数及び参加人数

□ 中核機関（福祉相談課）が実施したチラシ等による広報・周知の施設数及びサービス事業者、医療機関等の数並びに配布数

【相談機能★３】

地域の相談支援機関からの依頼に応じてアセスメント会議に参加し、支援の必要性の検討や適切な支援内容の検討等に対し助言します。

アセスメント会議の結果については、専門職を含めた意思決定支援会議において、分野ごとに「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年３月31日付け障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部長通知）」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年６月厚生労働省策定）」等に応じた本人の意思決定支援ができているか、地域の相談支援機関が決定した支援内容は適当か等を客観的な立場で行います。また地域の相談支援機関からの依頼があれば専門職からの専門的助言を受けられる体制整備に努めます。

消費生活センターが受理した意思決定支援が必要な案件は地域の相談支援機関に、地域の相談支援機関が受理した消費生活・多重債務対応が必要な案件は消費生活センターに協力を依頼できる体制の構築を目指します。

＜評価指標・検討課題＞

□ アセスメント会議の開催件数

□ 意思決定支援会議の開催件数

□ 専門的助言を受けられる体制整備は実現したか

□ 上記が実現している場合、専門的助言を受けた件数

□ 消費生活センターと地域の相談支援機関の連携体制は構築できたか

□ 上記が構築できている場合、相互の協力依頼件数

【相談機能★４】

【広報機能★１】、【広報機能★２】、【相談機能★３】により検討した内容が「権利擁護支援の必要あり」であったものについて、権利擁護支援の方針を検討します。

権利擁護支援の方針決定においては、専門職を含めた受任調整会議を開催し、本人、家族、地域の相談支援機関からの意見に加え、専門職助言が得られる体制を整備していきます。

＜評価指標・検討課題＞

□ 「権利擁護支援の必要あり」となった件数

□ 上記件数のうち支援方針内容の内訳

□ 受任調整会議の開催件数

□ 専門的助言を受けられる体制整備は実現したか

□ 上記が実現している場合、専門的助言を受けた件数

□ 上記件数のうち参加した専門職の延べ人数（１件につき複数職種の参加あり）

≪図８≫の【利用促進機能★５】、【利用促進機能★６】、【利用促進機能★７】、【後見人支援機能★８】、【後見人等の不正防止効果★９】についても整備方針を定め具体的な施策を展開する必要がありますが、先に定めた方向性に基づいて【広報機能★１】～【相談機能★４】の整備を進めるとともに評価指標・検討課題から毎年度「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」として機能しているかについて評価を行い、評価結果に応じて、今後の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の在り方も含めて本計画を見直すこととします。

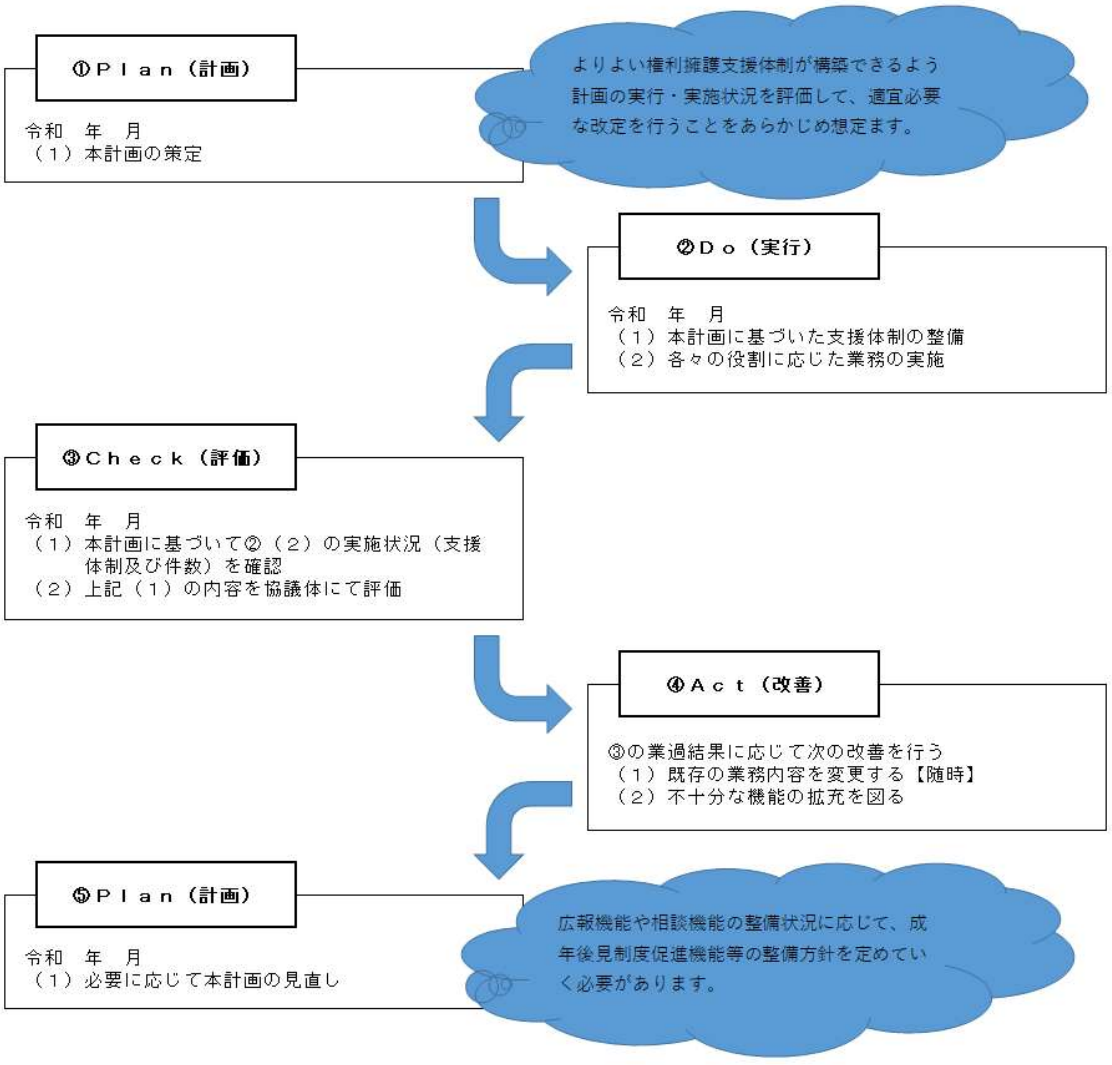

３　成年後見制度の利用に関する助成制度等の在り方

宍粟市においては、成年後見制度の利用に関する助成制度等として、次の取組みを実施しており、今後も協議体での検討内容や国、県等の動向を踏まえ、必要に応じた制度の改正を図ることでご本人の資力に関わらず成年後見制度が利用できる環境の整備に努めます。

（１）権利の擁護のために必要な援助

地域包括支援センターにおいて、介護保険法第115条の45第２項第２号に規定される地域支援事業の包括的支援事業（権利擁護業務）、基幹相談支援センターにおいて、障がい者総合支援法第77条第１項第３号に規定される地域生活支援事業の障がい者相談支援事業（権利擁護業務）を実施しています。

具体的には、それぞれの組織で高齢者や障がい者に係る権利擁護についての相談対応や必要に応じた支援（成年後見制度の説明や関係機関の紹介、申立てに関する助言等）を実施しています。

（２）成年後見、保佐及び補助の開始の審判請求（成年後見制度市長申立て）

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方のうち、「配偶者及び２親等以内の親族がいない者」を主な対象者として、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の法律の規定に基づいた成年後見制度の市長による申立てを実施しています。

（３）（２）に係る費用の負担

成年後見制度の市長による申立てを実施する際、申立てに係る費用を本人が負担することで生活保護法（昭和25年法律第144号）が規定する要保護者となる方等については、手数料や登記印紙代等の必要な経費を市が負担しています。

申立ての時点で資力が不明である方については、一時的に市が立て替えますが、後に資力があることが判明した場合は、本人の資産から返還いただきます。

（４）成年後見、保佐及び補助の報酬の補助

成年後見、保佐及び補助の開始後、本人が負担すべき成年後見人等の報酬について、本人が報酬を負担することで生活保護法が規定する要保護者となる方等に対して、報酬の一部または全部を補助しています。